



新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報について、宮城労働局ホームページからご覧いただけます。労働相談窓口、支援策等を含む事業主向け情報、働く方向けの情報、Q&A（休業、休暇、テレワーク、助成金制度など）もご覧いただけますのでご活用をお願いします。

4月以降、当署においても、安全衛生に関連し相談が寄せられておりますのでQ&A紹介します。

Q1 <就業禁止の措置>

労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

2月1日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が該当する労働者に対して就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなります。

使用者におかれましても、感染症法に基づき都道府県知事より入院の勧告を受けた労働者については、入院により就業できないことをご理解いただくとともに、都道府県知事により就業制限がかけられた労働者については、会社に就業させないようにしてください。

また、発熱等の風邪症状がみられる労働者については休みやすい環境の整備にご協力をお願いします。なお、感染症法により就業制限を行う場合は、感染症法によることとして、労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはしません。

Q2 <健康診断の実施>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。

事業者は労働安全衛生法の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期的に一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかしながら、令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、これらの健康診断の実施時期を令和2年5月末までの間、延期することとして差し支えありません。

なお、今回の対応は、労働安全衛生規則第43条に基づく雇入時の健康診断、第44条に基づく定期健康診断、第45条に基づく特定業務従事者の健康診断など、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断に限るものであり、その他の労働安全衛生法に基づく特殊健康診断等の取扱いは従前どおり法令に基づく頻度で実施いただく必要があります。また、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年5月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

Q3 <安全委員会等の開催>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員が集まる会議等を中止していますが、労働安全衛生法に基づく安全委員会等の開催については、どのように対応すればよいでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、安全委員会等を開催するに際してはテレビ電話による会議方式にすることや、開催を延期することなど、令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えありません。

なお、いずれの方式にしても衛生委員会等を開催するに際しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応等について調査審議いただくなどにより積極的に対応いただきますようお願いいたします。また、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年5月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

※上記の措置に関しては令和2年4月14日時点における、令和2年5月末までの限られた対応となっております。今後の状況によっては期間が延長されることも想定されますので、最新の情報をご確認ください。

守ってますか？最低賃金！宮城県の最低賃金は、令和元年10月1日から時間額 824円です。

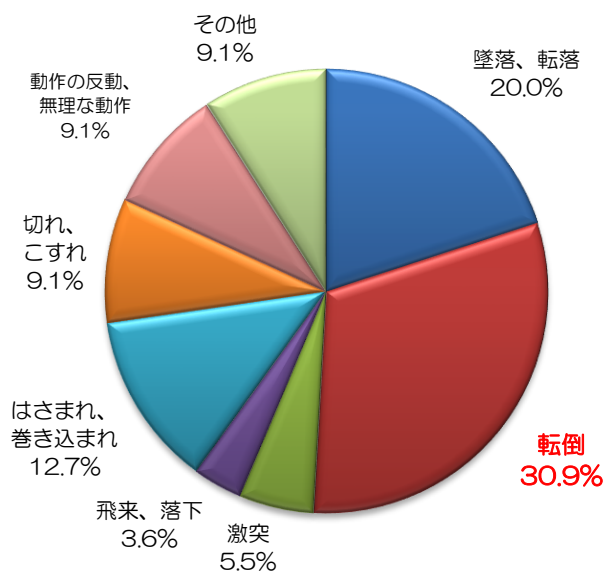
※産別賃金は、別途ご確認ください。

NEXT →労働災害発生状況

令和2年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和元年 (速報値)	令和2年3月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		290(0)	55(0)	+5	10.0%
製造業		75	19	+4	26.7%
建設業		37	10	+1	11.1%
土木工事業		13	2	-2	-50.0%
建築工事業		18	5	±0	-
その他建設業		6	3	+3	-
陸上貨物運送事業		40	8	+2	33.3%
林業		2	1	+1	-
小売業		38	4	±0	-
社会福祉施設		30	4	-1	-20.0

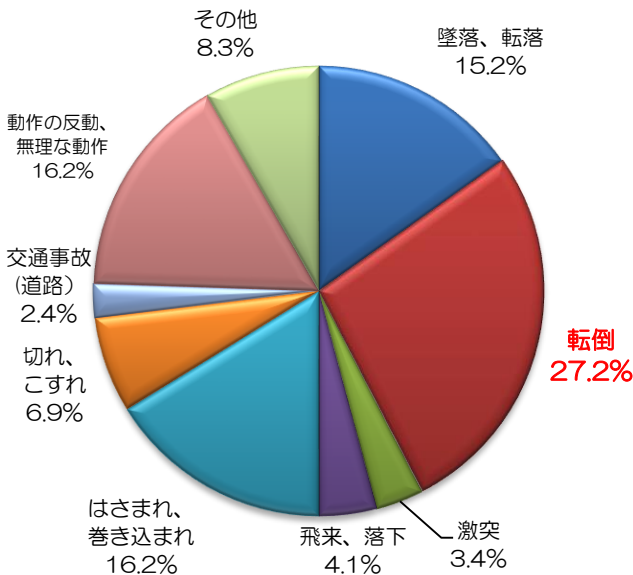
【災害の傾向（事故の型別）】



令和元年(平成31年)の労働災害発生状況(全期:1月~12月)

業種	発生年	平成30年 全期	令和元年12月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		284(4)	290(0)	+6	2.1%
製造業		78	75	-3	-3.8%
建設業		34(3)	37	+3	8.8%
土木工事業		14(1)	13	-1	-7.1%
建築工事業		14	18	+4	28.6%
その他建設業		6(2)	6	-	-
陸上貨物運送事業		35	40	+5	14.3%
林業		7(1)	2	-5	-71.4%
小売業		26	38	+12	46.2%
社会福祉施設		36	30	-6	-16.7%

【災害の傾向（事故の型別）】



令和元年（平成31年）の休業4日以上労働災害は290件で、前年度と比べ6件（2.1%）の増加したものの、死亡災害については年間を通じて災害ゼロを達成しました。

事故の型別にみると、転倒災害が27.2%、はさまれ・巻き込まれ災害、動作の反動・無理な動作（災害性腰痛、捻挫等）が16.2%、墜落・転落災害が15.2%と高い割合となっております。

特に転倒災害は、全体の4分の1以上を占めており、製造業や第三次産業において高い発生割合となっております。転倒災害については、冬期間の積雪や凍結による災害が多発する傾向にありますが、屋内の作業場（工場、店舗、施設等）においては年間を通じて発生していることから、転倒災害防止対策（整理整頓、段差の解消、転倒危険個所の見える化等）を徹底し転倒災害防止に努めてください。

転倒災害防止対策の推進にあたっては、職場のあんぜんサイト「STOP！転倒災害防止プロジェクト」をご覧ください。

※詳しくは・・・

STOP！転倒災害

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112